

藤沢市表彰条例の一部改正について
藤沢市表彰条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市表彰条例の一部を改正する条例

藤沢市表彰条例（昭和33年藤沢市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次に掲げるこの市の特別職（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する特別職をいう。以下同じ。）」を「この市の教育委員会委員，選挙管理委員会委員，監査委員，公平委員会委員，農業委員会委員又は固定資産評価審査委員会委員」に改め，同項各号を削り，同条第2項中「特別職」を「職」に改める。

第5条を次のように改める。

（職員表彰）

第5条 職員表彰の対象者は，この市の一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する一般職の職員のうち，法第28条の4第1項本文及び第28条の5第1項の規定，地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号及び第18条第1項の規定並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条から第5条までの規定により採用された職員以外の職員をいう。以下単に「職員」という。）又は部等その他のこの市の事務を処理するためにこの市が設置した組織で，次の各号のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 職務の遂行について特別の努力をし，抜群の成績を挙げたもの
- (2) 職員の名誉を高揚し，他の模範となつたもの

第6条第1項中「この市の特別職」の次に「（法第3条第1項に規定する特別職をいう。以下同じ。）」を加え、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第2項を削る。

第7条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条第2項を削る。

第11条第1項第3号中「、自治功労彰（職員に係るものに限る。）及び特別自治功労彰（職員に係るものに限る。）」を削り、同項第4号中「（特別職に係るものに限る。）」を削り、「第6条第1項各号」を「第6条各号」に、「第7条第1項各号」を「第7条各号」に改める。

第12条の見出し中「勤務年数等」を「在職年数」に改め、同条中「永年勤続表彰、自治功労彰（職員に係るものに限る。）及び特別自治功労彰（職員に係るものに限る。）に係る職員の勤務年数並びに」及び「（特別職に係るものに限る。）」を削り、同条第1号中「勤務年数は職員となつた日の属する月から毎年3月31日まで、在職年数は」を「在職年数は、」に改め、同条第2号中「勤務年数又は」を削り、同条第3号中「退職した職員が新たに職員となつたとき、又は」及び「それぞれ退職前の勤務年数及び新たに職員となつた日以後の勤務年数又は」を削り、同条第5号を削る。

第13条第1項中「、第5条第3項」を削り、同項第1号中「特別職」を「職」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第6条第1項」を「第6条」に改め、「又は同条第2項に規定する自治功労彰の対象者に係る勤務年数」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第7条第1項」を「第7条」に改め、「又は同条第2項に規定する特別自治功労彰の対象者に係る勤務年数」を削り、同号を同項第3号とする。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に藤沢市表彰条例第14条に規定する功労者である者のうち改正前の同条例第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に規定する対象者に該当するものとして自治功労彰を受けたもの並びに同条例第14条に規定する特別功労者である者のうち改正前の同条例第7条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項に規定する対象者に該当するものとして特別自治功労彰を受

けたものについては、同条例第14条の規定は、適用しない。

提案理由

この条例を提出したのは、近年の社会経済情勢の変化を踏まえた行財政改革の視点による見直しにより、本市の表彰制度のうち職員の一部に対する表彰等を廃止することに伴い、所要の改正をする必要による。